

議案第 49 号

栗山町議会委員会条例の一部を改正する条例

栗山町議会委員会条例（平成 19 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の栗山町議会委員会条例第 15 条の規定は適用せず、この条例による改正前の栗山町議会委員会条例第 15 条の規定は、なおその効力を有する。

栗山町議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(出席説明の要求) 第 1 5 条 委員会は、町長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者（以下「町長等」という。）に対し、委員会の審査又は調査に必要な説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。	(出席説明の要求) 第 1 5 条 委員会は、町長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者（以下「町長等」という。）に対し、委員会の審査又は調査に必要な説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。